

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 22 年 9 月 24 日付厚生労働省告示第 350 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事・食品衛生審議会医薬品部会に報告の上承認を受けた医薬品で、薬価基準に収載申請のあった医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分の新規格医薬品等）25 品目を、薬価基準の別表に第 12 部追補(8)として収載したものであります。

なお、同日付保医発 0924 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

また、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため薬価基準から削除依頼があった「㊦ オキノーム散 0.5%」等 7 品目が、同日付厚生労働省告示第 351 号で掲示事項等告示の別表第 6 として収載され、経過措置品目（使用期限：平成 23 年 6 月 30 日限り）となりました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月号に掲載を予定しております。

### 記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エポジン皮下注シリンジ 24000

① 本製剤の効能・効果は、「貯血量が 800mL 以上で 1 週間以上の貯血期間を予定する手術施行患者の自己血貯血」であること。

② 請求上の取扱い

診療報酬明細書の摘要欄には、貯血量、本製剤を投与する前の患者の体重及び

Hb 濃度を記載すること。

(2) エンブレル皮下注 50mg シリンジ 1.0mL

- ① 本製剤の使用上の注意において、「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他のリウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。
- ② 本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(3) ゴナールエフ皮下注ペン 300

- ① 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(4) ジェノトロピンゴークイック注用 5.3mg、同注用 12mg

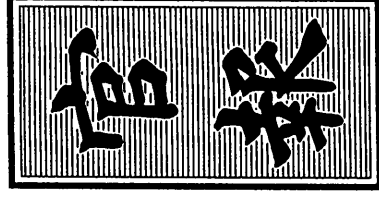
- ① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(5) ノルディトロピン フレックスプロ注 5mg、同注 10mg、同注 15mg

- ① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

（添付資料）

1. 官報（平 22. 9. 24 第 5403 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について  
（平 22. 9. 24 保医発 0924 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）



編集・印刷  
 独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働三五〇）
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同三五一）

○厚生労働省告示第三百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十四日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表に第12部として次のように加える。

品名	規格	単位	第12部 追加 (8)	
			薬価	単位
(お)				
㊦ オキノーム散2.5mg		2.5mg 1包		65.20
㊦ オキノーム散5mg		5mg 1包		130.40
㊦ オキノーム散10mg		10mg 1包		260.80

品名	注	規格	単位	薬価
トピナ錠25mg	(七)	25mg	1錠	62.90
ハキシル錠5mg	(ハ)	5mg	1錠	65.50
ミカルヂアス錠80mg	(カ)	80mg	1錠	213.60
エボジン皮下注アンナル9000	(エ)	9,000国際単位	0.5mL 1管	14,030
エボジン皮下注アンナル12000		12,000国際単位	0.5mL 1管	16,109
エボジン皮下注シリンジ9000		9,000国際単位	0.5mL 1筒	12,848
エボジン皮下注シリンジ12000		12,000国際単位	0.5mL 1筒	15,932
エボジン皮下注シリンジ24000		24,000国際単位	0.5mL 1筒	25,777
エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL	(コ)	50mg	1 mL 1筒	30,206
コナールエフ皮下注ペン300	(ク)	300国際単位	0.5mL 1筒	20,180
ジエノトロピンゴクイック注射液5.3mg	(シ)	5.33mg	1 キット	44,559
ジエノトロピンゴクイック注射液12mg		12mg	1 キット	110,185
ノルヂイトロピン フレックスマプロ注5mg	(ウ)	5mg	1 キット	52,949
ノルヂイトロピン フレックスマプロ注10mg		10mg	1 キット	103,013
ノルヂイトロピン フレックスマプロ注15mg	(エ)	15mg	1 キット	152,642
バズクロア点滴静注液300mg	(オ)	300mg	100mL 1 キット	1,368
バズクロア点滴静注液500mg	(カ)	500mg	100mL 1 キット	1,838
ピカネイト輸液	(キ)	500mL	1袋	254
ピカネイト輸液	(ク)	1L	1袋	491
ラモセトロン塩酸塩静注液0.3mgシリンジ「サ ンド」	(ケ)	0.3mg	2 mL 1筒	4,244
アズマネックスストアヘラー200µg60吸入	(コ)	12mg	1 キット (200µg)	3,291.80
ロキソニンゲル1%	(カ)	1%	1 g	6.80

○厚生労働省告示第三百五十一号  
 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び  
 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の  
 医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚  
 生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び養担規則  
 並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の  
 一並に次のように改正する。  
 平成二十二年九月二十四日 厚生労働大臣 細川 律夫  
 第六中「別表第三に記載されている医薬品を」の「」を同年七月一日以降においては別表第六に  
 記載されている医薬品を」を加える。  
 別表第五の次の次の一表を加える。  
 別表第六

品名	注	薬	規格	単位
エボジン注アンナル9000	(エ)	9,000国際単位	0.5mL 1管	
エボジン注アンナル12000		12,000国際単位	0.5mL 1管	
エボジン注シリンジ9000		9,000国際単位	0.5mL 1筒	
エボジン注シリンジ12000	(ハ)	12,000国際単位	0.5mL 1筒	
バズクロア注300		300mg	100mL 1 キット	
バズクロア注500		500mg	100mL 1 キット	
オキノーム散0.5%	第2部	0.5%	1 g	



保医発0924第1号  
平成22年9月24日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第350号及び第351号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬6品目、注射薬17品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,834	4,109	2,788	36	15,767

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) エポジン皮下注シリンジ24000
  - ① 本剤の効能・効果は、「貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定

する手術施行患者の自己血貯血」であること。

② 請求上の取扱い

診療報酬明細書の摘要欄には、貯血量、本製剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。

(2) エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL

① 本製剤の使用上の注意において、「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他のリウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(3) ゴナールエフ皮下注ペン300

① 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(4) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、同注用12mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(5) ノルディトロピン フレックスプロ注5mg、同注10mg、同注15mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬1品目及び注射薬6品目）について、掲示事項等告示の別表第6に収載することにより、平成23年7月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次

のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	6	0	0	7





(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	内用薬 ㊦ オキノーム散2.5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	2.5mg 1包	65.20	
2	内用薬 ㊦ オキノーム散5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	5mg 1包	130.40	
3	内用薬 ㊦ オキノーム散10mg	オキシコドン塩酸塩水和物	10mg 1包	260.80	
4	内用薬 トピナ錠25mg	トピラマート	25mg 1錠	62.90	
5	内用薬 パキシル錠5mg	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠	65.50	
6	内用薬 ミカルディス錠80mg	テルミサルタン	80mg 1錠	213.60	
7	注射薬 エボジン皮下注アンプル9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1管	14,030	
8	注射薬 エボジン皮下注アンプル12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1管	16,109	
9	注射薬 エボジン皮下注シリンジ9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1筒	12,848	
10	注射薬 エボジン皮下注シリンジ12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1筒	15,932	
11	注射薬 エボジン皮下注シリンジ24000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	24,000国際単位 0.5mL 1筒	25,777	
12	注射薬 エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL	エタネルセプト (遺伝子組換え)	50mg 1mL 1筒	30,206	
13	注射薬 ゴナールエフ皮下注ペン300	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	300国際単位0.5mL 1筒	20,180	
14	注射薬 ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	5.33mg 1キット	44,559	

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
15	注射薬 ジェノトロピンゴークイック注用12mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	12mg 1キット	110,185	
16	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注5mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	5mg 1キット	52,949	
17	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注10mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	10mg 1キット	103,013	
18	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注15mg	ソマトロピン(遺伝子組換え)	15mg 1キット	152,642	
19	注射薬 パズクロス点滴静注液300mg	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1キット	1,368	
20	注射薬 パズクロス点滴静注液500mg	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1キット	1,838	
21	注射薬 ビカネイト輸液	重炭酸リンゲル液	500mL 1袋	254	
22	注射薬 ビカネイト輸液	重炭酸リンゲル液	1L 1袋	491	
23	注射薬 ラモセトロン塩酸塩静注液0.3mgシリ ジ「サンド」	ラモセトロン塩酸塩	0.3mg 2mL 1筒	4,244	○
24	外用薬 アズマネックスツイストヘラー200μg60 吸入	モメタゾンフランカルボン酸エステル	12mg 1キット (200 μg)	3,291.80	
25	外用薬 ロキソニンゲル1%	ロキソプロフェンナトリウム	1% 1g	6.80	

( 参 考 2 )

掲示事項等告示

別表第6 (平成23年6月30日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	㊦ オキノーム散0.5%	オキシコドン塩酸塩	0.5% 1 g
2	注射薬	エボジン注アンプル9000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 管
3	注射薬	エボジン注アンプル12000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 管
4	注射薬	エボジン注シリンジ9000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 筒
5	注射薬	エボジン注シリンジ12000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 筒
6	注射薬	パズクロス注300	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1 キット
7	注射薬	パズクロス注500	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1 キット

